

道央廃棄物処理組合公告式条例

(平成 26 年 2 月 18 日条例第 1 号)

改正

(令和 6 年 2 月 29 日条例第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定により、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布する旨の文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合の事務所の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、制定又は公表の旨の文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、第 2 条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第 4 条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。但し、同条第 1 項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第 6 条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。